

令和6年度熊谷市立吉岡中学校

生徒指導マニュアル(いじめ防止対策基本方針)

生徒指導心得

◎是々非々で

「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！

- ・誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます。
- ・徹底して「かまって」あげます。
- ・いざという時、全員で動きます。
- ・1秒でも早く、プロの手に渡します。



学校教育目標

確かな学力を身に付け 心豊かなたくましい生徒の育成

目指す生徒像

一、よく学ぶ生徒 一、心豊かな生徒 一、健康でたくましい生徒

目指す学校

大志にいどみ 希望を燃やす 生徒と教師

- ・素人にもわかる授業を行い、生徒一人ひとりの学力を伸ばす学校(知・体)
- ・生徒の権利を尊重し、自己肯定感を高めさせる学校(徳)

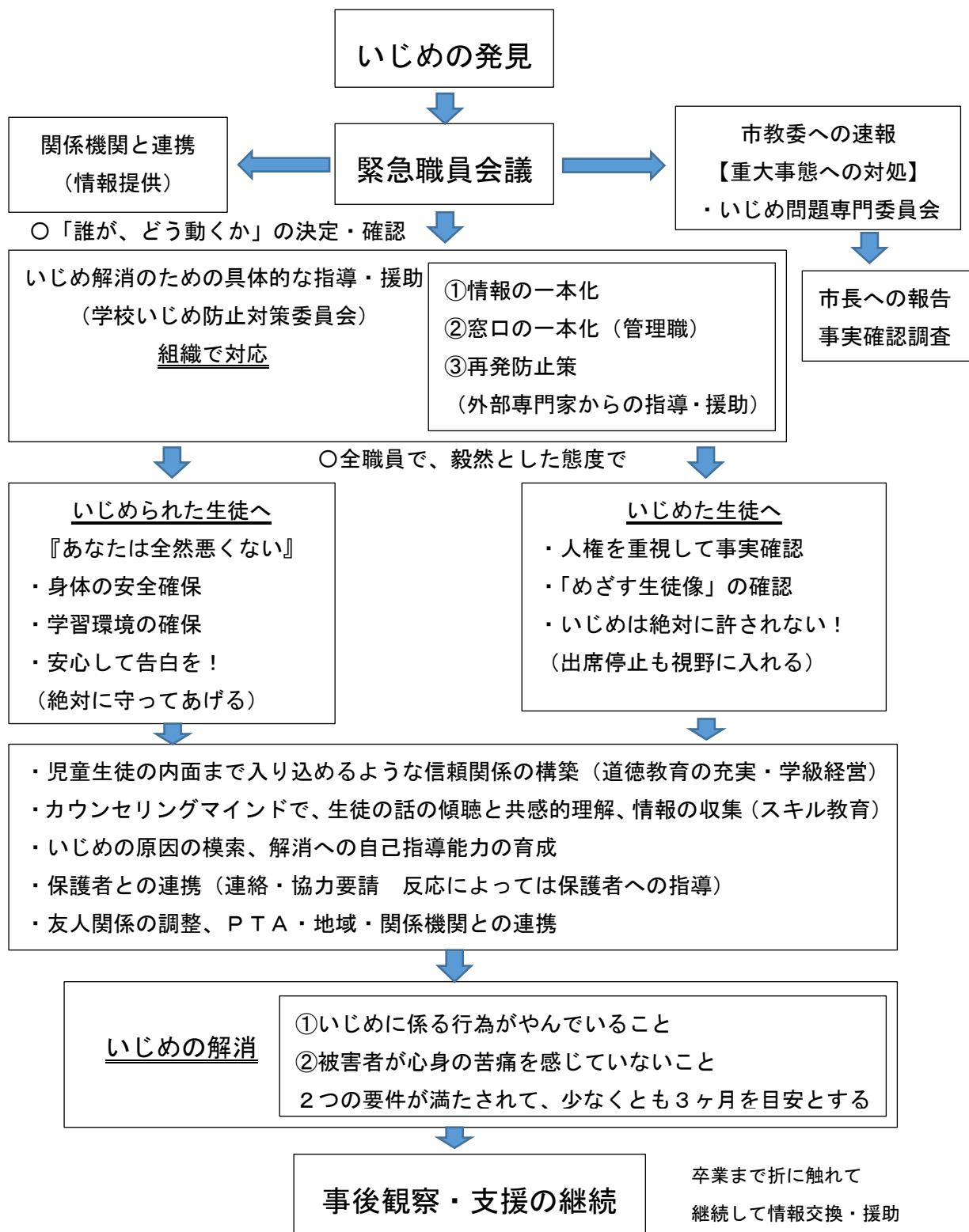
『いじめは人間として絶対に許されない』

『何があっても絶対に死んではいけない』

1 いじめ緊急対策マニュアル（起きてからの対応）

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義（H25.6）】

- ① 一定の人的関係にある生徒から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。



いじめ防止対策推進法における「組織」「附属機関」等の関係図

年間を通しての対応



重大事態

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第1号)
- ・相当な期間(目安：年間30日間)学校を欠席することを余技なくされている疑いがあるとき (法第28条第1項第2号)
- ・児童生徒や保護者から上記の事態に至ったと申立てがあったとき (国ガイドライン)

発 生
(報告の流れ)



**事態への対処
再発防止(調査)**

調査・報告

子ども・保護者

調査・報告

**市長が必要と
認めるとき(再調査)**

学校調査対策委員会
 法第28条第1項
 (学校内組織、市教委派遣)

又は

熊谷市いじめ問題専門委員会
 法第28条第1項
 (事務局：学校教育課、弁護士・有識者等で組織)

熊谷市いじめ問題調査委員会
 法第30条2項
 (事務局：子ども課 弁護士、有識者等で組織)

報告

市長

報告

市議会

2 いじめ撲滅宣言

熊谷市立吉岡中学校「いじめ撲滅宣言」

【前文】

あなたのいる場所は、本当に心から楽しいと思える場所ですか？

私たちは、一人一人がお互いに認め合い、安心してさわやかな学校生活を送るために「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、いじめ撲滅に徹底的に取り組むことを今ここに宣言します。

【いじめているあなたへ】

私たちは、いじめは絶対に許しません。あなたがいじめでいい理由なんてどこにもありません。自分、相手、そして周りの人のためにも、今すぐにやめましょう。そして二度と繰り返さないためにも、いじめている相手にすぐに謝りましょう。

【いじめられているあなたへ】

「負けないで！」あなたは、全然悪くない。我慢しないで、勇気を出して私たち、周りの仲間、家族、先生に相談しましょう。「告げて(チックって)」いいのです。あなたを支えてくれる人は必ずいます。

【いじめを見ているあなたへ】

いじめをただ見ているあなたも、いじめている人と同じです。いじめを見たり聞いたりしたら、勇気を出して「それはいじめだよ」と口に出し、止めさせましょう。もし、それができなければ、私たち、仲間に、先生や身近な大人に「告げて(チクって)」ください。

【まわりの大人の皆さんへ】

私たちの小さな SOS に気づいてくれていますか？私たちの行動一つ一つに関心を持ってください。そして、いざという時、私たちを守ってください。お願いします。

(平成 26 年 2 月 13 日作成)

この宣言は、市内 16 中学校の代表生徒が集まり、作成したものです。

STOP!



※平成30年5月24日(木)に開かれた生徒総会で採決

3 いじめ防止対策基本方針

1 いじめの問題に対する基本方針

- ① いじめは絶対に許されないことという強い認識を持つこと
- ② いじめを受けた生徒を全力で守ること
- ③ いじめをした生徒に対し、毅然とした態度で指導すること
- ④ 組織で対応すること
- ⑤ 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること

2 組織

学校いじめ防止対策委員会

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、ほほえみ相談員、特別支援教育コーディネーター、(PTA会長)

(3) 開催

- ア 生徒支援委員会 (週1回)
- イ 臨時委員会 (必要に応じて)

3 いじめの防止

(1) 道徳教育の充実

- 道徳の授業ではねらいを明確にするとともに、考え議論する機会を設定する。
- 教育活動全体を通して、いじめをしない、許さない資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努める。
- 9月の第1週を「きずな週間」とし、全校集会や命の授業等を行う。

(2) 人権教育の充実

- 「ふくしの授業」で、立正大学を訪問して社会福祉について広く学ばせる。また、高齢者訪問では実践意欲を育てる。
- 年2回の人権旬間で人権感覚を養うとともに、いじめや差別を許さない集団づくりを推進する。
- 生徒会活動では「ハッピー愛語 day」に取り組み、思いやりがあり豊かな人間性を備えた生徒を育てる。

4 いじめの早期発見

- (1) 日常の観察
- (2) 生活アンケートの実施 (年5回)
- (3) 生徒支援委員会 (週1回)
- (4) 生活ノートによる把握

5 いじめへの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「生徒指導マニュアル」「いじめ防止基本方針（本紙）」に基づき、対応する。

- 校長 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、緊急職員会議を開催する。
- 教頭 校長を補佐し連絡調整を行い、広報を担当する。
- 教務主任 情報を集約する。
- 担任 事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任 担当する学年の生徒の情報収集と学年職員との情報共有をし、校長に報告する。
- 生徒指導主任 生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡調整を図る。
- 教育相談主任 収集した情報に応じて、管理職と教職員とのパイプ役を行う。
- 特別支援教育コーディネーター 背景に発達障害が要因として考えられるか、情報収集を行う。
- 養護教諭 生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒のカウンセリングを行う。
- 地域教育相談員 学校及び校区内の巡回等を通じ、いじめや不登校の問題等に関する状況を把握するとともに、声かけ等を通して、生徒の健全育成のために具体的援助を行う。
- ほほえみ相談員 児童が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手として、また学校と保護者・地域のパイプ役として、不登校・問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に当たる。

6 重大事態への対応

- (1) 生命・心身に重大な被害を生じた疑い
- (2) いじめが原因で年間30日以上欠席を余儀なくされている疑い
- (3) 保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

対応

- ① 学校は直ちに教育委員会に報告をする。
- ② 学校は教育委員会の指導のもと、学校いじめ防止対策委員会を設置する。
- ③ 学校はいじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校はいじめを受けた生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

7 研修

各月に行われる職員会議の中に研修の時間を設け、情報交換及び対策を話し合う機会をつくり、いじめ防止等のための対策に関する教員の資質向上に取り組む。